

おりびい健康マイレージ事業実施要領

第1（目的）

この要領は、市民一人ひとりがいつまでも健康を実感し、より生き生きとした心豊かな生活を送ることができるまちを推進するおりびい健康マイレージ事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2（参加者の資格条件）

事業の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) コバトンALKOOマイレージ利用規約及びコバトンALKOOマイレージ実施要綱に基づき実施するコバトンALKOOマイレージ事業に狭山市を所属として参加する者
- (2) 狭山市内に住所を有し、満18歳以上の者
- (3) この要領の規定に同意する者

第3（参加の申込み）

事業への参加を希望する者は、スマートフォンアプリにて申し込むものとする。

市長は、申込みを受けた事項に虚偽があったときは、事業への参加を認めないことができる。

第4（市独自ポイントの種類）

市が独自に定めるポイント（以下「市独自ポイント」という。）の種類は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) プラス1, 000歩運動
参加者一人一人に設定されている基準歩数を週平均歩数が1, 000歩以上上回った場合に付与するポイント
- (2) イベント参加ポイント
市が指定する健康づくりに関する事業に参加した場合、参加者に毎回付与するポイント

第5（市独自ポイントの付与）

市独自ポイントの付与単位は、対象事業ごとに別に定める。

第4（1）に掲げる市独自ポイントを付与する時期は翌月とし、第4（2）に掲げる市独自ポイントを付与する時期は、別途、決定する。

市独自ポイントは、毎年12月末日までの活動に基づく獲得済合計ポイントを終期とし、1月の活動から新たにポイントの付与を開始するものとする。

市独自ポイントについては、翌月以後に当月に集計した活動データに変更が生じた場合であっても、当月分のポイントの変更は行わないものとする。

事業を退会したときは、獲得したポイントは失効する。

参加者は、付与された市独自ポイントを第三者に譲渡することはできない。

第6（市独自の景品の獲得及び抽選の対象）

市が独自に設定する景品は、登録した住所にあきらかな不備がなく、市独自ポイントを期日までに景品の獲得となるポイント数（以下、「景品獲得ポイント数」という。）を獲得した者（以下、「景品獲得者」という。）及び市が実施する市独自ポイントを期日までに抽選の対象となるポイント数（以下、「抽選対象ポイント数」という。）を獲得した者（以下、「抽選権利獲得者」という。）を対象とした抽選によって当選した者（以下、「景品当選者」という。）を決定し交付するものとする。

景品獲得ポイント数及び抽選対象ポイント数並びに景品の内容については、別途、決定する。

抽選は、毎年1月に実施するものとする。

第7（景品獲得者及び景品当選者の景品獲得権の失効）

景品獲得者及び景品当選者が次の各号のいずれかに該当したとき、景品の獲得権利は失効するものとする。景品獲得権利の失効があった場合、市は景品当選者以外の抽選権利獲得者を対象とした抽選を行い、新たな景品当選者を決定し交付するものとする。

- (1) 郵送による景品獲得通知もしくは景品当選通知が、受取人不明、宛所不明等の理由により市に返送されたとき
- (2) 電子メールによる景品獲得通知もしくは景品当選通知が、アドレス不正、受信不可、長期間受信確認ができない等の理由により到達しないことが判明したとき
- (3) その他市が必要と認めたとき

第8（退会）

次の各号のいずれかに該当したときは、退会とする。

- (1) 参加者本人から退会の申し出があったとき
- (2) 第2（参加者の資格条件）に掲げる規定に該当しなくなったとき
- (3) その他市が必要と認めたとき

第9（個人情報の取扱い）

市は、参加者から取得した個人に関する情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守する。

市及び市が委託した事業者は、事業で得た個人情報を事業に関する通知、連絡、アンケート

ート調査等に使用することができる。

市は、個人を特定した活動データ及びアンケート調査結果等の公表を一切行わない。

市は、事業から得た個人情報、活動データ、アンケート調査結果等を個人が特定できない形にした上で、事業の効果検証及び分析のために外部機関に提供することができるものとする。

事業に参加する者は、健康診断受診状況および健康づくりに関する事業の参加情報について、データを活用することに同意するものとする。

第10（国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の個人情報の取扱い）

狭山市国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者で事業に参加する者は、前条に定める規定に加え、参加者の健康状態の改善並びに事業の効果検証のため、当該参加者の活動データ、アンケート調査結果、健康診断結果、医療費に係るデータを活用することに同意するものとする。

第11（事業の変更等）

市は、事業期間内であっても、事業を変更し、中断し、又は全部若しくは一部を終了することができる。

事業を変更し、中断し、又は終了する場合は、参加者に対して市ホームページ、電子メール等によって通知するものとする。

第12（所管）

事業は、健康推進部健康づくり支援課が所管する。

第13（その他）

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第14（附則）

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

この要領は、令和8年1月28日から施行する。